人事院規則１―８３（防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）の概要

１　概要等

防災庁設置法（令和８年法律第61号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）の施行に伴い、関係人事院規則について、所要の規定の整備を行うものです。

本規則中、次の改正規定については、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

- 人事院規則１―５７（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）第１条の表規則８―１２の項の第９条第４項関係及び第48条第１項関係、規則１４―２１の項並びに規則２１―０の項
- 人事院規則８―１２（職員の任免）第９条第４項及び第 48 条第１項
- 人事院規則１４―２１（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）第２条第１項
- 人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）第２条第２項第１号及び第２号

なお、以上に掲げた改正規定以外の本規則中の規定については、行政手続法第３条第２項第５号又は第４条第４項第１号若しくは第６号に基づき、同法第６章の適用除外となるものです。

２　公布日及び施行日

令和８年11月２日